Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2025-06-17

韓国における無償給食 : 学術Weeks2016 シンポジウム企画の要点

渡部, 昭男

(Citation)
教育科学論集,20:39-44

(Issue Date)
2017-03

(Resource Type)
departmental bulletin paper

(Version)
Version of Record

(JaLCDOI)
https://doi.org/10.24546/81009768

(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/81009768

韓国における無償給食

—学術 Weeks2016 シンポジウム企画の要点—

Free School Meal in Korea
: The Essential Point of a Symposium in the Academic Exchange Weeks 2016

渡 部 昭 男
WATANABE Akio
（人間発達環境学研究科・教授）

キーワード：韓国 Korea，教育への権利 right to education，学校給食 school meal／school lunch，無償教育 free education，無償教育の漸進的導入 progressive introduction of free education

はじめに

神戸大学大学院人間発達環境学研究科は学術Weeksを毎年開催している[1]。筆者ら[2] が企画した2016年度企画「韓国における給食事情&無償給食～比較教育・教育法の視点から～」について、「無償教育」および「無償教育の漸進的導入」の観点からその要点をまとめておきたい。

1．企画の趣旨

「子どもの貧困」と関わって今、子どもへの食文化・食生活の保障が注目されている。隣国の韓国では、食文化を伝え安心安全な食事を提供する立場から、学校給食が重視されている。また、小中学校の学校給食は無償化されており、高校でも無償給食を実施するところがある。一方、日本では義務教育段階であっても学校給食は有償であり（一部の自治体は無償化）、中学校などで給食自体を実施していないところもある。そこで、韓国における学校給食について、比較教育の視点から給食事情を、教育法の視点から無償化を探る趣旨で、シンポジウム企画を練った。

筆者は、JSPS 科研費研究の一環として、国際人権A規約13条「教育への権利」2項の定める(a)初等教育の無償、(b)中等教育及び(c)高等教育における「無償教育の漸進的導入」原則に関わって2015年9月に韓国の無償給食について現地調査を実施した[3]。その際に、先行研究として出会ったのが出羽孝行氏（龍谷大学准教授）の論考であった。まず日本側のゲストとして、出羽氏には「韓国における給食事情——比較教育の視点から」をお願いした。次に韓国側のゲストとして、日本教育法学会第46回定期総会（2016.5.28-29.）において名刺交換する機会を得た韓国教育法学会元会長の高 鐫氏（Ko Jeon／コ・ソン、国立済州大学校教授）に、「韓国における子どもの権利保障と無償教育」の演題でお引き受けいただいた。そして、韓国の無償給食研究の第一人者として高氏からご紹介していただいた河 奉韻氏（Ha Bongwoon／ハ・バンウン、京畿大学校教授）には、「韓国における学校給食費支援制度の現況と課題」と題した報告をお願いした。

三名の報告は「神戸大学学術成果リポジトリ Kernel」[4] にすでにアップされているが、「無償教育」「無償教育の漸進的導入」の観点からその要点を国家レベル、自治体レベル、学校現場レベルの3層に整理し直す。

2．国家レベルでみた権利保障と無償教育

（1）大韓民国憲法

大韓民国憲法の教育条項は、制定（1948年7月17日）当時は第19条であったが、第9次改正（1987年10月29日／第6共和国憲法）により第31条に位置づいている（高2016、pp.4-5、pp.8-9［表紙を1ページ目とした表記、以下同じ］）。

大韓民国憲法[5]

第31条① すべての国民は、能力に応じて、均等に教育を受ける権利を有する。

② すべての国民は、その保護する子女に、少なくとも初等教育及び法律が定める教育を受けさせる義務を負う。

③ 義務教育は、無償とする。

---

[1] 2008年より大学院GP（正課外活動の充実による大学院教育の実質化）を契機とし，同研究科の国際交流推進の一環として実施されている。https://www.h.kobe-u.ac.jp/ja/aew

[2] 他に、教員として川地亜弥子（神戸大学大学院准教授）、院生等として金丸章寿（神戸大学大学院人間発達環境学研究科・博士課程後期課程院生）、下木なつみ（同・博士課程前期課程院生）、朴祐玟 Park Jimin（同院生）、張主善 Jang Jusun（同院生）、孫鳴孜 Song Maixi（同院生）、石川雄也（同院生）、早川佳加（同研究生）がメンバーである。

[3] 科研費基盤研究(B) 課題番号15H03474「後期中等・高等教育における『無償教育の漸進的導入』の原理と具体策に係る総合的研究」2015-17（研究代表者・渡部昭男）の一環として、ソウル市教育庁及び「希望の食ネットワーク」を訪問して聞き取り調査を行った。

[4] 高鐫(2016)「韓国における子どもの権利保障と無償教育」http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/90003709.pdf 、河奉韻（2016a）「韓国における学校給食費支援制度の現況と課題」当日配布資料 http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/90003710.pdf 、河奉韻（2016b）「韓国における学校給食費支援制度の現況と課題」当日発表PPT資料 http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/90003711.pdf 、出羽孝行（2016）「韓国における給食事情——比較教育の視点から」http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/90003712.pdf である。

[5] 日本語訳は、「韓国WEB六法」の「大韓民国憲法」http://www.geocities.jp/koreanlaws/kenpou.html による［2017年1月6日閲覧］。

④　教育の自主性、専門性、政治的中立性及び大学の自律性は、法律が定めるところにより、これを保障する。
⑤　国は、平生教育を振興しなければならない。
⑥　学校教育及び平生教育を含めた教育制度並びにその運営、教育財政及び教員の地位に関する基本的事項は、法律で定める。

第 1 項で「能力に応じて、均等に教育を受ける権利」が定められ、第 2 項の義務教育規定を受けて、第 3 項で義務教育の無償が明記されている。なお、教育基本法等によって義務教育は 6 年の初等教育及び 3 年の中等教育とされている。

（2）教育基本法

憲法第 31 条の精神をより具体化する形で、教育基本法が 1997 年 12 月 13 日に制定され、翌 1998 年 3 月 1 日の新学年度から施行された（高 2016、p.9）。

教育基本法 [6]

第 3 条（学習権）すべて国民は、生涯にわたり学習し、能力と適性によって教育を受ける権利を持つ。
第 4 条（教育の機会均等）すべて国民は、性別、宗教、信念、社会的身分、経済的地位、又は身体的条件等を理由に教育において差別されない。
第 7 条（教育財政）① 国家及び地方自治団体は、教育財政を安定的に確保するために必要な施策を樹立・実施しなければならない。
②　教育財政の安定的確保のための地方教育財政交付金及び地方教育譲与金等に関して必要な事項は別の法律で定める。
第 8 条（義務教育）① 義務教育は 6 年の初等教育及び 3 年の中等教育とする。ただし、3 年の中等教育に対する義務教育は、国家の財政与件を考慮して大統領令が定めるところにより、順次実施する。
②　すべて国民は、第 1 項の規定による義務教育を受ける権利を持つ。
第 28 条（奨学制度等）① 国家及び地方自治団体は、経済的理由により教育を受けることが困難な者のための奨学制度、学費補助制度等を樹立・実施しなければならない。
②　国家は、教員養成教育を受ける者及び国家が特に必要とする分野を国内・外において専攻研究する者に対し、学費その他必要な経費の全部又は一部を補助することができる。
③　第 1 項及び第 2 項の規定による奨学金及び学費補助金等の支給方法及び手続き、支給される者の資格及び義務等に関して必要な事項は大統領令で定める。

第 3 条で「学習権」が規定され、第 8 条で 6+3 年間の義務教育を受ける権利が定められている。第 4 条では教育の機会均等原則に関わって経済的地位による差別禁止が明記され、第 7 条で教育財政の安定的確保施策の樹立・実施義務（国家及び地方自治団体）が、第 28 条では経済的困難者に対する奨学制度・学費補助制度等の樹立・実施義務（国家及び地方自治団体）が規定されている。

（3）無償教育に対する学説と無償範囲の拡大

無償教育の範囲に対する学説は、授業料のみ無償とする授業料無償説、修学に必要な一切の経費を無償とする修学費無償説、法律の定めるところにより無償の範囲が定まるという無償範囲法定説の、大きく 3 つに分かれる。そのうち、無償範囲法定説が多数学説であるという（高 2016、p.16）。

実際、判例や法令により無償の範囲は次第に拡大している。一つには、中等義務教育の段階的実施による拡充である（高 2016、pp.17-19）。1948 年に憲法で初等無償教育が規定された後、1972 年改正で法定による中等無償義務教育が追加された。実際には、邑・面（郡部に置かれたほぼ町村に該当する単位）、島嶼、僻地の地域から順次実施されたという（1985→2004 年全国）。

二つには、「必須無償費用」の承認である（高 2016、p.16）。憲法裁判所が授業料、入学金、学校人件費、施設維持費、新規施設の投資費を「必須無償費用」と判断し、それを踏まえて無償範囲を対象規定する法令化が進んだ。具体的には、(1)授業料と学校運営支援費の徴収禁止、(2)特定の条件（国民基礎生活受給家庭、一人親家庭、低所得家庭など）の学生に対する授業料、入学金、給食費、学校運営支援費、教科用図書購入費等、情報通信学習のための教育情報化支援費、進路体験経費などの予算範囲内でのサポート、などである（初中等教育法第 12 条④、第 60 条の 4、同施行令 104 条の 2）。

三つには、義務教育の拡大及び非義務教育への無償や支援の拡張である（高 2016、p.20、pp.20-23）。障碍者等に関する特殊教育法（2007 年公布、2008 年施行）は、幼稚園（幼稚部）～高校（高等部）を義務教育とし、さらに 3 歳未満の障碍乳幼児教育及び高校以降の専攻科教育を無償とした。同法の施行令は、入学金、授業料、教科用図書代金、学校給食費は公費負担として、学校運営支援費、通学費、現場・体験学習費などを予算範囲内で負担・補助できることを規定している。また、乳幼児保育法（2005 年施行）は乳幼児保育の無償ないし保育所・幼稚園を利用しない場合の養育手当の支給を、幼児教育法（2004 年に初中等教育法から分離制定）は就学直前 3 年間の幼児教育の無償を定めている。

（4）小括：国民の必要、財政状況、公費負担教育

国家レベルにおける権利保障と無償教育に関して、以上のような報告をしめくくる形で、高氏は以下のような論点整理を行っている（高 2016、p.25）。

・義務教育と無償教育の範囲は、国会の立法政策的問題。
・判断の根拠としては、「国民の必要」と「国家及び公共団体の財政状況」を優先して考慮しなければならない。
・国民の必要性を政治的スローガンに美化する（rhetoric）ことを警戒する必要がある。
・財政状況を勘案していない無償教育拡大政策は、国民や住

[6] 日本語訳は、文部科学省 HP にある「〔仮訳〕韓国教育基本法」http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo8/gijiroku/020501hc.htm［2017 年 1 月 7 日閲覧］によった。

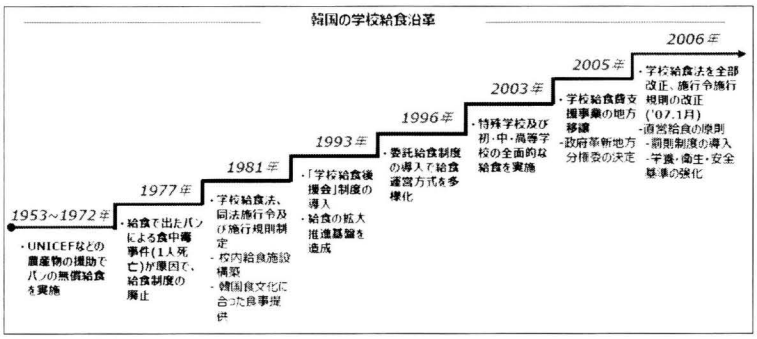

民の税負担の拡大になる。

- 税に依存しながら「無償教育」という空しい表現を、「公費負担教育」に変更する必要がある。
- 必須的な無償教育の範囲に対しては、正しい経済的検証が必要（財政状況から可能かどうか）。
- 国と地方公共団体の財源負担の比率については法定化する必要がある。
- 学校給食の無償化それ自体よりも、供給と食材の栄養及び品質保証が重要である。
- 教員の身分を国家公務員から地方公務員化すること（地方財源によって左右される）は正しいのか。

2．自治体レベルでみた給食費支援制度

（1）学校給食の位置づけと沿革

学校給食法（1981年1月29日制定）は、第1条において「学校給食を通じた学生の心身の健全な発達を図り、ひいては国民の食生活の改善に寄与することを目的とする」と規定している。河氏は、韓国における学校給食を、(1)暖かく栄養のある食事を提供し子どもの健康と学習能率を向上させ、偏食の矯正など正しい食生活習慣を形成し生涯の健康の基礎を構築し、共同体意識の涵養のための教育の一環、(2)保護者には弁当の用意の負担を減らし、母親たちの社会活動の参加機会を保障し、子どもには鞄の重さを軽くしてくれるなど、様々な面で肯定的な効果が期待される教育福祉施策、として性格づけている（河2016b、p.7／言い回しを一部修正[7]）。

沿革は上図のようである（河 2016b、p.7）。当初は生存のための「救護」レベルの給食であったが、大規模な食中毒事故を契機に一律的な製パン給食から独自な調理給食に転換することになった。1980年代は国の体育部が学校給食業務を管轄して体力向上を目標として「栄養給食」が目指されたが、1990年代には偏食・肥満の増加を背景に「質」を重視する給食へと変わっていった。学校給食業務を教育部が管轄するようになって以降は、「教育」の一環として位置づけられている。学校給食法の制定以降、1993年～初等学校給食の拡大、1996年～委託給食制度の導入、2003年～特殊学校及び初・中・高等学校の全面的な給食実施などを経て、2005年末には全学校の99.4%、子どもの93.8%に対して給食を実施するまでに至ったという（河2016a、p.2）。

2013学年度末において、全国の初・中・高・特殊学校 11,575校の全て（100%）が学校給食を実施し、全学生652万人のうちの648万人（99.5%）が学校給食を利用し、給食方式としては直営給食97.7%（11,313校）、委託給食2.3%（262校）であった（河2016b、p.8）。

（2）学校給食における自治体負担・支援状況

沿革図によれば、2005年から学校給食費支援事業の地方移譲が進められている。学校給食の経費（下の上段図）は、総額で2005年の31,710億ウォンから2013年の56,502億ウォンに拡大しているが、市道教育庁及び地方自治体等の負担が増加し、保護者負担は2005年の79.4%から2013年の31.5%へと減少した（河 2016b、p.12）。なお、2013年経費の内訳として最も多くを占めたのが、食品費の 32,228億ウォン（57.0%）、次いで人件費の 15,640億ウォン（27.7%）であった。

給食支援条例を定めている自治体（下の中段図）は、2011年現在で、広域自治体16の全て（100%）、基礎自治体228のうちの209（91.7%）に及んでいる（同p.20）。最下段には、

財源負担主体別給食経費負担現況

	年度	保護者負担	市道教育庁	地方自治体等	発展基金（給食後援金）等	計
財源負担主体別	2005年	2兆 4,442億ウォン (79.43%)	6,768億ウォン (19.85%)	278億ウォン (0.71%)	222億ウォン (0.01%)	3兆 1,710億ウォン ❶
	2013年	1兆 7,818億ウォン (31.5%)	2兆 6,828億ウォン (47.5%)	1兆 636億ウォン (18.8%)	1,220億ウォン (2.2%)	5兆 6,502億ウォン (100%)
執行項目別		給食施設費	人件費	食品費	燃料費等	計
	2013年	4,185億ウォン (7.4%)	1兆5,640億ウォン (27.7%)	3兆2,228億ウォン (57.0%)	4,449億ウォン (7.9%)	5兆6,502億ウォン (100%)

※保護者負担比率：（'10）60.8% →（'11）48.3% →（'12）36.8%

地方自治体別給食支援条例現況(2011年)

ソウル	広域	1(1)	光州	広域	1(1)	江原	広域	1(1)	全羅南道	広域	1(1)
	基礎	25(24)		基礎	5(5)		基礎	18(18)		基礎	22(22)
釜山	広域	1(1)	大田	広域	1(1)	忠清北道	広域	1(1)	慶尚南道	広域	1(1)
	基礎	16(12)		基礎	5(5)		基礎	12(12)		基礎	23(23)
大邱	広域	1(1)	蔚山	広域	1(1)	忠清南道	広域	1(1)	慶尚南道	広域	1(1)
	基礎	8(3)		基礎	5(5)		基礎	16(16)		基礎	20(20)
仁川	広域	1(1)	京畿	広域	1(1)	全羅北道	広域	1(1)	済州	広域	1(1)
	基礎	10(9)		基礎	31(30)		基礎	14(14)			

＊（ ）外は自治体数、（ ）内は条例制定の自治体受任

市道	給食費支援対象	対象学生比率[1]	給食費比率[2]	自治体支援比率[3]
ソウル	公立初、中学校 無償給食 + 低所得層	71.7	5.8	44.9
釜山	公立初 16学年および機張郡の中学13学年 無償給食 + 低所得層(全体 25%以下)	55.4	4.7	28.5
大邱	400人以下及び面地域の初・中無償給食+低所得層(初・中最低生計費340%以下、高260%以下)	45.5	4.8	19.2
仁川	初等全体 無償給食 + 低所得層	55.7	3.3	52.7
光州	初・中全体 無償給食 + 低所得層	75.1	6.8	41.0
大田	初 1～6学年 無償給食 + 低所得層	53.3	2.1	61.6
蔚山	蔚州郡初等、都市地域小規模初等、面地域中学、東・北区初等5、6年生無償給食 + 低所得層(最低生計費350%以下)	36.3	3.1	22.6
世宗	初・中全体 無償給食 + 低所得層	77.8	3.2	50.0
京畿	初・中全体 無償給食 + 低所得層	78.1	5.2	40.6
江原道	初・中全体及び高校(特性化高など一部) + 低所得層	82.1	6.9	34.1
忠清北道	初・中全体 無償給食 + 低所得層	78.1	5.9	46.6
忠清南道	初・中全体 無償給食 + 低所得層	78.6	5.7	55.6
全羅北道	初・中全体および邑以下高校 無償給食 + 低所得層(最低生計費 130%以下)	83.7	6.3	37.7
全羅南道	初・中全体および邑以下高校 無償給食(潭陽郡 郡地域高校 無償給食) + 低所得層	84.5	5.4	37.5
慶尚北道	100人未満初等および邑・面以下 初・中 無償給食+低所得層(最低生計費 140%以下)	49.5	3.3	32.0
慶尚南道	初・中全体および以下高校 無償給食 + 低所得層(最低生計費 130%以下) + 80%	63.6	6.5	25.4
済州	初・中全体 無償給食 + 低所得層	86.9	4.6	42.0
全体		69.1	5.2	40.3

注 1)初・中等教育の児童生徒のうち、給食費支援対象学生が占める割合
2)総予算で給食サービス費用が占める割合
3)給食サービスに使用された財源のうち、地方自治体(広域・基礎)が負担した部分の割合

7 日本では小学生＝児童、中高校生＝生徒、大学生＝学生と使い分けるが、韓国では小学生～大学生＝学生と表記する（高2016、p.11）。本稿では「学生」または「子ども」を用いた。

自治体別の無償教育を含む支援状況の一覧も掲げた（同 p.21）。

（3）小括：全面的無償給食か限定的無償給食か

韓国における無償給食をめぐる論争点として、河氏は(1)福祉の性格に関する論争、(2)烙印問題に関する論争、(3)全面無償給食の実施範囲の論争、(4)財源負担主体の論争、(5)予算編成および支援方法に関する論争の 5 点に整理している。

そして、「全面的無償教育」対「限定的無償教育」の立場による主張の違いを下図のように、(1)普遍的福祉 vs.選択的福祉、(2)烙印問題の解消 vs.烙印問題の制度的解決、(3)義務教育段階の全面的無償給食の実施 vs.低所得・農漁村地域優先実施、(4)国家負担（供給者負担の原則）vs.地方自治団体の一部負担（受益者負担）という構図でまとめている（河 2016b、pp.23-26）。

(5)に関しては、現行の学校給食法には学校給食支援対象に幼稚園及び保育施設が含まれていない問題、すなわち基礎自治団体の学校給食条例の大部分には、幼稚園及び保育施設の支援が含まれているのに、上位法である国家法に明示されていない問題があるという（河 2016a、p.23）。

無償給食の対象及び負担状況を見ると、右上表のようにかなり多様である。小学校の場合は大邱、蔚山、慶尚北道を除いて全面的無償給食を実施している。中学校の場合は支援しない自治体（仁川、大田）、低所得層・農漁村地域など必要に応じて選別的に支援する自治体（釜山、大邱、蔚山、全羅南道、慶尚北道）、全面的に実施する自治体（ソウル、光州、世宗、京畿道、忠清北道、忠清南道、全羅北道、全羅南道、慶尚南道、済州）に分かれる。中には、幼稚園を全面実施している自治体（京畿道、江原道、済州）、高校を全面実施している自治体（全羅北道）もある（河 2016b、p.26）。

河氏は、無償給食の範囲を拡大することによって地方負担

区分	無償給食対象	負担比率（平均）			負担金額（百万ウォン）			
		教育庁	広域	基礎	教育庁	広域	基礎	合計
ソウル	初・中 全体	50	30	20	221,611	132,869	88,742	443,222
釜山	初全体、中高一部	78	22	0	84,120	23,200	0	107,320
大邱	初・中・高 一部	78	22	0	48,043	13,700	0	61,743
仁川	初 全体	49	29	22	40,633	23,835	17,877	82,345
光州	初・中 全体	62	33	05	66,338	35,192	4,799	106,329
大田	初 全体	30	50	20	12,000	19,885	7,954	39,839
蔚山	初・中・高 一部	84	8	8	25,498	2,500	2,296	30,294
世宗	初・中 全体	43	57	0	7,855	10,540	0	18,395
京畿	幼 初・中 全体	54	3	43	392,791	23,700	318,575	735,066
江原道	幼 初・中 全体	63	18	18	62,273	18,069	18,069	98,411
忠清北道	初・中 全体	58	17	25	51,372	15,156	22,735	89,263
忠清南道	初・中 全体	49	20	31	68,353	28,647	42,971	139,971
全羅北道	初・中・高 全体	59	18	23	53,043	16,675	20,755	90,473
全羅南道	初・中 全体、高 一部	62	19	20	93,196	28,053	29,427	150,676
慶尚北道	初・中・高 一部	62	15	23	19,078	4,732	7,098	30,908
慶尚南道	初全体、公立幼、中高一部	50	10	40	44,311	8,802	35,207	88,320
済州	幼 初・中 全体	56	44	0	20,470	16,132	0	36,602
合計		57	25	18	918,194	397,987	297,930	1,614,111

が増えていくであろう予測に立てば、教育庁・広域自治体・基礎自治体の負担ルールを確立しておく必要があるとしている。地方税の一部（例えば 3%）を給食費支援財源に充てる等して、支援財源を安定的に確保しその継続性を保障することも一案である。今後は地方自治体首長の学校給食費支援予算編成の義務を規定し、教育庁・広域自治体・基礎自治体の 3 者の信頼と合意に基づいて、支援事業の持続性と実効性を担保すべきことを提起している（河 2016a、pp.23-26）。

4．学校現場レベルでみた学校給食

（1）学校種別の学校給食普及率

出羽氏は、学校種別にみた学校給食の普及率を一覧にしている（出羽 2016、p.3）。1990 年代にまず初等学校で普及が進み、2000 年前後から中学校・高校にも広がり、2012 年以降、給食実施学校比率は 100.0%を維持している。

表1　1990年代以降の学校給食普及状況

年度	初等学校		中学校		高等学校	
	給食実施学校比率	給食実施学生比率	給食実施学校比率	給食実施学生比率	給食実施学校比率	給食実施学生比率
1991	13.3	7.8				
1992	16.3	10.2				
1993	38.2	24.0				
1994	37.1	22.3				
1995	71.1	50.4				
1996	88.4	67.9				
1997	97.3	79.7	8.6	4.9	9.8	2.6
1998	99.2	86.5	30.3	11.6	35.0	9.1
1999	99.6	86.1	42.1	30.7	96.3	57.4
2000	99.9	88.1	56.6	40.4	94.7	57.4
2001	99.9	90.7	72.5	58.6	97.6	64.3
2002	99.9	89.9	88.7	82.0	97.8	71.9
2003	99.8	92.3	95.9	92.7	98.4	81.8
2004	99.9	94.3	97.9	94.7	98.7	85.8
2005	99.9	95.3	99.0	96.1	99.0	87.7
2006	100.0	96.4	99.3	97.8	99.3	91.3
2007	100.0	97.7	99.5	99.1	99.5	96.5
2008	100.0	98.1	99.9	98.9	99.5	95.7
2009	100.0	98.9	99.9	99.5	99.8	96.6
2010	100.0	99.3	99.9	99.4	99.9	99.4
2011	99.9	99.6	99.9	99.7	99.9	98.5
2012	100.0	99.9	100.0	99.8	100.0	98.7
2013	100.0	99.7	100.0	99.7	100.0	98.8
2014	100.0	99.9	100.0	99.9	100.0	99.3

【出所】韓国教育開発院『教育統計年報』教育科学技術部・韓国教育開発院、各年度より作成。年度により発行者、編者は異なる。

2015 年 2 月 28 日現在における給食実施学校比率・給食実施学生比率・直営方式比率は、初等学校が 100.0%（5,940／5,940 校）、99.9%（2,744／2,745 千人）、100%（5,939／5,940 校）、中学校が 100.0%（3,185／3,185 校）、99.9%（1,725／1,726 千人）、99.2%（3,161／3,185 人）、高等学校が 100.0%（2,327／2,327 校）、99.3%（1,825／1,838 千人）、91.1%

(2,120／2,327 校)、特殊学校が 100.0%（167／167 校)、98.2%（24／25 千人)、98.8%（165／167 校）であった（同 p.3)。ちなみに、2014 年 5 月 1 日現在の日本の学校給食実施状況は、学校数比率及び児童生徒数比率の順に、小学校が 98.4%、98.9%（補食給食・ミルク給食を含めると 99.2%、99.2%)、中学校が 81.4%、75.6%（87.9%、82.3%)、特別支援学校が 87.4%、87.9%（88.9%、88.6%)、夜間定時制高校が 58.8%、26.8%（78.1%、32.9%）である。韓国における学校給食の実施率が、中学校、高等学校、特殊学校を含めて極めて高いことがうかがえる（出羽 2016、p.4)。

（2）無償給食の実施状況

無償給食に関しては、河氏の示した対象学生比率に対して、出羽氏は 2016 年 3 月現在の実施学校比率を掲げている（出羽 2016、p.5)。9 割台が全羅北道、全羅南道、8 割台が世宗、京畿道、江原道、忠清北道、忠清南道、済州道、7 割台がソウル、光州、慶尚北道、慶尚南道、5 割台が仁川、大田、4 割台が釜山、3 割台が蔚山、1 割台が大邱、となっている。

表 4　市・道別無償給食実施学校の現況（2016年3月基準）

시도	全体学年数				無償化給食学校数			
					合計(B)			(B/A *100)
	初	中	高	計 (A)	全体学年	一部学年	計	
ソウル	601	384	318	1,303	941	0	941	72.2%
釜山	308	172	145	625	307	0	307	49.1%
大邱	224	125	92	441	84	0	84	19.0%
仁川	247	134	125	506	257	0	257	50.8%
光州	153	91	67	311	246	0	246	79.1%
大田	146	88	63	297	149	0	149	50.2%
蔚山	117	63	56	236	63	28	91	38.6%
世宗	37	18	14	69	59	0	59	85.6%
京畿道	1,254	621	470	2,345	1,884	0	1,884	80.3%
江原道	351	162	117	630	555	0	555	88.1%
忠清北道	260	128	83	471	388	0	388	82.4%
忠清南道	420	188	116	724	608	0	608	84.0%
全羅北道	421	209	133	763	700	0	700	91.7%
全羅南道	428	250	143	821	776	0	776	94.5%
慶尚北道	470	271	192	933	555	142	697	74.7%
慶尚南道	500	268	200	968	509	231	740	76.4%
済州道	112	45	30	187	157	0	157	84.0%
合計	6,049	3,217	2,364	11,630	8,238	401	8,639	74.3%

出典：韓国ブログ　http://blog.naver.com/jkmo334/220665138906　（2016年11月10日閲覧）はも一部修正。

（3）直営給食と委託給食の状況

直営給食とは、校内給食施設を学校長が直接運営・管理する方式をいう。委託給食とは、給食業務の一部又は全部を委託する形態を指し、一部委託（食材料購買・水質検査は学校が担当。調理作業及び配食・洗浄など、給食作業過程の一部業務を委託する方式）と全部委託に区分される（出羽2016、p. 5）。韓国教育部『学校給食実施状況』（各年度）から出羽氏が作成した図によれば、委託給食の割合は2%にまで低下している（出羽2016、p. 6）。

図 2　委託給食の割合(韓国)

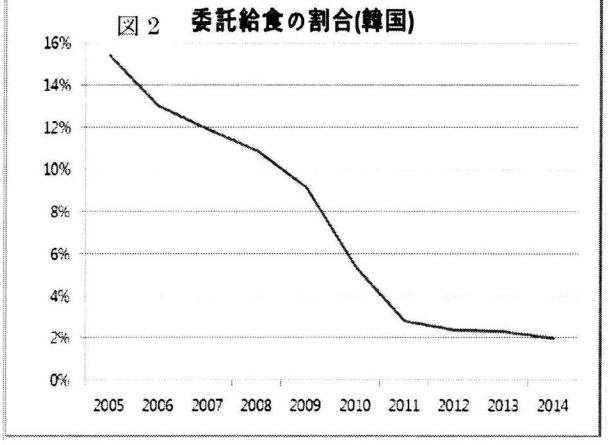

（4）食堂配食と教室配食の状況

食堂配食とは、調理室に隣接した専用の食堂にて配膳、食事、下膳といった一連の流れが完結する給食実施形態である。これに対して、教室配食はホームルーム教室でクラス毎に配膳、食事、下膳が行われる給食実施形態であり、前後には調理室と教室との間の食材運搬作業が伴う（出羽2016、p. 6）。

韓国における学校給食設備の状況(2006)※1

区分	食堂配食	教室＋食堂配食	教室配食	計
学校数	7625	609	2546	10780
比率(%)	(70.7)	(5.6)	(23.7)	(100.0)

教育人的資源部『学校給食改善総合対策(2007～2011年)』2007年、p.9
※1：引用元には年度の記述がなかったが、他のデータとの照合から2006年のモノであることが判明した。

2006 年時点で、食堂配食が 70.7%、教室＋食堂配食の 5.6% を合わせると、4 分の 3 を占めている。食堂配食が多い背景には、「本来、教室は給食を実施する場所ではない」との認識や、中学・高校では食堂配食が望ましいとの考えがあるという。出羽氏は、学校現場を訪れて給食場面を撮影し、また指導観について教師インタビューを行っており、興味深い（出羽 2016、pp.7-11)。

（4）小括：学校給食の運営方式と実施方式

韓国における学校給食の運営方式と実施方式について、出羽氏は以下のように括っている（出羽 2016、p.11)。

【学校給食運営方式】

- 韓国の学校給食は1990年代以降急速に発展してきた。
- 日本はコスト削減の観点から学校給食の民間委託が進むが、韓国では学校給食制度が充実するに従い、学校自体が給食に責任を持つようになってきた。これには給食事故の発生問題以外に食事文化に対する認識の違いがあると思われる。
- 日本と違い、無償給食がある程度社会的合意を得ている。それは地方行政制度において教育行政の独立が担保されているということ以外に「食べる」という行為自体が文化的に重視されているからではないかと思われる。

【学校給食実施方式】

- 給食の実施場所については日本と違い、専用の食堂で行われるのが理想と考えられている。
- 給食指導は教師にとって大きな負担と認識されている。これは学校給食制度が急速に発展してきたため、教師が対応できていない部分があると思われる。
- 教師個々の生徒指導面における裁量の範囲は広範であり、自主性が尊重されている。それゆえ、学校給食を教育の一環との合意が取りにくい反面、多様な指導方法が存在している。

おわりに

以上、学術 Weeks2016 シンポジウムにおけるゲストの報告の要点を、「無償教育」「無償教育の漸進的導入」の観点から整理し直した。日本において学校給食をどのように位置づけるのか、学校給食の経費を公的にどう負担し支援するのか等を議論する際に、参考にしていただければ幸いである。

最後に、ご報告いただいた高 鐫氏、河 奉韻氏、出羽孝行氏に記して御礼を申し上げたい。

韓国における給食事情＆無償給食
～比較教育・教育法の視点から～

「子どもの貧困」と関わって、子どもへの食文化・食生活の保障が今注目されています。神戸大学においても「のびやかスペースあーち」の移転拡充に伴って、「子ども食堂」が開設される予定です。ところで、隣国の韓国では、食文化を伝え安心安全な食事を提供する立場から、学校給食が重視されています。また、小中学校の学校給食は無償化されており、高校でも無償給食を実施するところがあります。一方、日本では義務教育段階であっても学校給食は有償であり（一部の自治体は無償化）、中学校などで給食自体を実施していないところもあります。韓国における学校給食について、比較教育の視点から給食事情を、教育法の視点から無償化を、探ります。

日　時：2016年11月12日（土）13時～16時30分
場　所：神戸大学発達科学部A棟2階「大会議室」
https://www.h.kobe-u.ac.jp/ja/node/1933
https://www.h.kobe-u.ac.jp/sites/default/files/general_page/map_rokkodai_201404_0.pdf
参　加：自由（事前連絡不要）／無料

次　第：

司会・運営　下木　なつみ（神戸大学大学院人間発達環境学研究科・博士課程前期課程院生）
朴　祉玟 Park Jimin（同院生）、張　主善 Jang Jusun（同院生）、
孫　鳴孜 Song Maixi（同院生）、石川　雄也（同院生）、星川　佳加（同研究生）
金丸　彰寿（神戸大学大学院人間発達環境学研究科・博士課程後期課程院生）

1）13:00～13:40
高 鎬氏 Ko Jeon（韓国・国立済州大学校　教授）：
韓国における子どもの権利保障と無償教育
（「日本の義務教育費國庫負擔制改革と示唆点」『教育法學研究』 18(1)，2006）

2）13:50～14:30
河　奉韻氏 Ha Bongwoon（韓国・京畿大学校　教授）
韓国における学校給食費支援制度の現況と課題
（「学校給食費支援制度に関する論争点の分析研究」『韓国政策研究』，2012／「京畿道の無償給食政策の形成過程」『教育政治学研究』，2014）

3）14:40～15:20
出羽　孝行氏（日本・龍谷大学　准教授）：
韓国における学校給食事情：比較教育の視点から
（「韓国学校給食序説–現状と課題–」『研究談叢　比較教育風俗』(11)，2010）

【休憩１０分】

3）15:30～16:30　討議（質疑応答を含む）

＊発達科学部周辺には食堂や売店がありません。昼食を済ませてからおいで下さい。
なお、当日は神戸大学「六甲祭」の期間中です。屋台や出店などのあるキャンパスもあります。
http://home.kobe-u.com/rokkosai/

問合せ：渡部　昭男（わたなべあきお／神戸大学発達科学部）
akiowtnb@port.kobe-u.ac.jp　TEL/FAX 078-803-7726
川地亜弥子（かわじ　あやこ／神戸大学発達科学部）
kawaji@port.kobe-u.ac.jp　TEL/FAX 078-803-7775